

基 管 発 1031 第 4 号  
基 保 発 1031 第 1 号  
令 和 元 年 10 月 31 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 管 理 課 長  
労 災 保 険 業 務 課 長  
(公 印 省 略)

令和元年台風第 19 号の被災者における労働者災害補償保険法に基づく年金たる保険給付及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族年金の定期報告の取扱いについて

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく年金たる保険給付又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）に基づく特別遺族年金については、受給条件の変動状況等を的確に把握し適正な保険給付を行うとの観点から、毎年一回、受給権者に対し定期報告書の提出を求めているところであり、令和元年 10 月期における定期報告書の取り扱い等については、令和元年 9 月 18 日付け基保発 0918 第 1 号（以下「業務課長通達」という。）に基づき、指示しているところである。

定期報告書の提出時期については、年金たる保険給付については受給権者の生年月日（遺族（補償）年金の受給権者にあつては、保険給付を支給すべき事由に係る死亡労働者の生年月日）の属する月が、特別遺族年金については、当該年金を支給すべき事由に係る死亡労働者の生年月日の属する月が、それぞれ 7 月から 12 月までの月である場合には、昭和 63 年労働省告示第 109 号等に基づき、10 月 31 日までとされている。

しかしながら、令和元年台風第 19 号（以下「台風」という。）による甚大な被害が生じている中で、被災地域（台風に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域）に住所を有する受給権者に対し、10 月 31 日までに定期報告書の提出を求めることは困難であると考えられる。

このため、令和元年度においては、被災地域に住所を有する受給権者の定期報告書に係る提出期限を 10 月 31 日から 12 月 27 日とするため、下記 1 のとおり新たに告示を定めるとともに、下記 2 のとおり具体的な事務処理方針を定めたので、万全を期されたい。

## 記

- 1 「令和元年台風第 19 号に際し災害救助法が適用された市町村の区域における労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件」等の制定について

令和元年 10 月 31 日に「令和元年台風第 19 号に際し災害救助法が適用された市町村の区域における労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件（令和元年厚生労働省告示第 153 号）」及び「令和元年台風 19 号に際し災害救助法が適用された市町村の区域における石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による特別遺族年金の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件（令和元年厚生労働省告示第 154 号）」が告示され、同日付けで適用することとしたこと。

これにより、令和元年 10 月 12 日において被災地域に住所を有する受給権者のうち、10 月 31 日までに今年度の定期報告書の提出が求められていた者について、その提出期限は 12 月 27 日まで延長されることとなること。

- 2 具体的な事務処理方針について

- (1) 定期報告書未提出者への督促または支払差止について

定期報告書未提出者に対する督促または定期報告書が未提出であることを理由とする支払差止については、延長された定期報告の提出期限に十分留意して対応を行うこと。

- (2) 定期報告書等の紛失またはき損により提出が困難な受給者について

受給者から定期報告書等の紛失またはき損により、その提出が困難である旨の相談を受けた場合には、労働局宛に送付を行っている予備用紙を配布する等の対応を行うこと。

なお、上述の定期報告書等の予備用紙が不足した場合には、労災保険業務課年金業務係あて連絡すること。

- (3) 定期報告書の機械事務処理等について

上記以外の定期報告書の機械事務処理等に係る留意事項等については、業務課長通達を参照すること。

- 3 周知・広報について

台風により受給権者が住所地を離れ、他都道府県に身を寄せている場合もあることから、積極的な周知・広報を行うこと。

- (1) 本省が実施する周知・広報

本省ホームページに今回の取り扱いの詳細や問い合わせ先等を掲載

(2) 労働局が実施する周知・広報

① 岩手局、宮城局、福島局、茨城局、栃木局、群馬局、埼玉局、千葉局、東京局、神奈川県、新潟局、山梨局、長野局及び静岡局

ア 局ホームページに今回の取り扱いの詳細や問い合わせ先等を掲載  
(本省ホームページのリンクを張ることで可。)

イ 局署への別添の掲示

ウ 可能な範囲で避難所への別添の配布及び掲示

エ 地方自治体への別添の掲示依頼

② ①以外の局

上記①のア及びイの実施

【本省連絡先】

(告示に関する内容)

労災管理課企画法令係

03-5253-1111 (内線 5203)

藤原 fujiwara-aoi.sy7@mhlw.local

(定期報告書の取り扱いに関する内容)

労災保険業務課年金業務係

03-3920-3311 (内線 381、340、338)

植松 uematsu-hisanori@mhlw.local

川場 kawaba-shinsuke@mhlw.local

本間 homma-daisuke.9j0@mhlw.local

寺嶋 terashima-yuu@mhlw.local

吉田 yoshida-teruki@mhlw.local